

令和2年4月30日

保護者の皆様
地域の皆様

赤穂市教育委員会

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
(臨時休業延長のお知らせ)

平素より本市の教育振興にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、赤穂市立学校園において、各家庭のご協力のもと、お子様の生命と健康を第一に考え、感染拡大防止のため5月6日までの臨時休業を予定しておりました。

しかしながら、現時点において県内における感染拡大防止の取組効果を確認することはできていません。さらに、県立学校において臨時休業を延長するという県教育委員会の対応を踏まえ、赤穂市立学校園においても臨時休業を延長することとしました。

つきましては、下記のとおり休業期間延長についてご理解いただきますよう、お願いいたします。

記

1 臨時休業について

- (1) 対象学校園 赤穂市立の幼稚園10園、小学校10校、中学校5校
- (2) 休業期間 令和2年5月7日(木)～5月31日(日)

2 臨時休業期間の対応について

当面の間、休業期間中の登校日の設定は行わない。

3 各家庭で相談・準備していただきたいこと

- (1) 毎日の健康観察（検温・顔色・風邪症状の有無等）を入念に行ってください。
- (2) できる限り外出を控え、家庭学習の在り方や家での過ごし方について計画的に学習できるように、家族で話し合ってください。
- (3) 「密閉・密集・密接」のいわゆる「3密」を避ける行動をお願いします。また、これまでと同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防策を徹底いただくとともに、休日においても人混みへの外出をできる限り控えてください。
- (4) 親子間でいつでも連絡が取り合える環境を整えておいてください。
- (5) 弁当・作り置き等、昼食の準備をお願いします。

4 その他

- (1) 万が一、幼児児童生徒及び保護者・その関係者が感染した場合、その感染者は被害者です。いじめ、偏見等は絶対に許されません。各ご家庭でも、人権に配慮した対応について話し合ってくださいよう、よろしくお願いします。
- (2) 幼稚園預かり保育及びアフタースクールについては、長期休業期間中と同様の実施を継続しますが、今後の感染状況に応じて実施内容を変更する可能性があります。
また、可能なかぎりの感染防止対策は講じておりますが、感染リスクがなくなるわけではありません。各ご家庭において、保育が可能であれば各ご家庭でのご対応をお願いします。
- (3) 家庭学習の支援として、赤穂市教育研究所HPにて公開中の動画等の学習資料ですが、当初の予定を延長し、5月31日（日）までの公開とします。引き続き、家庭学習での活用をお願いします。
- (4) 以上の対応は、今後の感染の発生状況や国の緊急事態宣言・県の方針等により新たな対応に移行する可能性があります。その際には改めてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- (5) その他、不明な点やご希望がありましたら、各学校園までご連絡ください。

大切なお子様の生命と健康を守り、これ以上の感染拡大を抑制するための具体的な行動について、ご理解とご協力をお願いいたします。